

(参考)賃金改善のイメージについて

賃上げ支援分について、賃金改善のいくつかのパターンを掲載しています。
賃上げ支援分の申請にあたり検討する際の参考としてください。

[注意1]

この資料は、厚生労働省の実施要綱や資料作成時点で厚生労働省が示す情報をもとに、熊本県が参考として作成するものです。

※ あくまで参考資料ですので、詳細は実施要綱等をご確認ください。

[注意2]

令和8年8月1日までに「賃金改善報告書」を提出し、令和8年6月1日からベースアップしたこと及び交付額の全部が賃金改善に要する経費に充てられていることを確認します。

交付額の全部又は一部が賃金改善に要する経費に充てられていなかった場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

[参考1]

賃上げ支援分は、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する熊本県内に所在する保険薬局が対象です(要件の詳細は交付要綱などをご覧ください。)

「ベースアップ」とは、「基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。」を指します(定期昇給は除く)。

[参考2]

補助金は、賃金水準や基本給の引き上げに伴い増加する法定福利費の事業主負担分にも充てることができます。

[参考3]

このほか、「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に関するQ&A」にも、賃金改善に関するルールなどを掲載しています。

賃金改善の実施にあたっては、Q&Aもご確認いただくようお願いします。

例1（12月～5月まで賃金改善に補助金を充てる場合）

対象職員5人につき、12月から、月5,000円／人の賃金改善を実施
 （所属する同一グループ内の薬局数が1店舗～5店舗以下である薬局の場合：補助金
 交付額14.5万円）

	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人
			R7年11月末時点の賃金水準				
R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月～

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件

【補助金を充てた額】

$$5,000円 \times 6\text{か月}(12\text{月} \sim 5\text{月}) \times 5\text{人} = \underline{150,000円}$$

→ 補助金の交付申請後、実績報告において、賃金改善の結果を報告

14.5万円(補助金) < 15万円(賃金改善)のため、補助金の返還は不要

例2（一時金等を支払う場合）

対象職員5人につき、4月から、月5,000円／人の賃金改善を実施
加えて、3月に、12月～3月の4か月分相当の一時金等20,000円を支給（※）
（所属する同一グループ内の薬局数が1店舗～5店舗以下である薬局の場合：補助金
交付額14.5万円）

5,000円×4か月分相当 →				20,000円 ／人 ※一時金	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人
R7年11月末時点の賃金水準							
R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月～
R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件							

【補助金を充てた額】

5,000円 × 2か月(4・5月) × 5人 + 20,000円 × 5人 = 150,000円
→ 補助金の交付申請後、実績報告において、賃金改善の結果を報告

14.5万円(補助金) < 15万円(賃金改善)のため、補助金の返還は不要

【注意】一時金等で支給できるのは、12月～3月分の4月分についてです。4・5月分は必ずベースアップが必要です。（※）一時金は原則は3月中に支払う必要がありますが、どうしても3月までに支給できない個別の事情があれば、4月以降とすることも許容されます(参考：Q&A(第1版)16)。例3及び例4も同様。

例3（一時金等を支払う場合）

対象職員5人につき、4月から、月5,500円／人の賃金改善を実施
 加えて、3月に、月4,500円×4か月分(18,000円)の一時金等を支給
 （所属する同一グループ内の薬局数が1店舗～5店舗以下である薬局の場合：補助金
 交付額14.5万円）

※Q&AのNo.15の○の3つ目のパターン

4,500円×4か月分相当 →

18,000円
／人
※一時金等

5,500円
／人

5,500円
／人

5,500円
／人

R7年11月末時点の賃金水準

R7.11月

12月

R8.1月

2月

3月

4月

5月

6月～

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件

【補助金を充てた額】

5,500円 × 2か月(4・5月) × 5人 + 18,000円 × 5人 = 145,000円

→ 補助金の交付申請後、実績報告において、賃金改善の結果を報告

14.5万円(補助金)=14.5万円(賃金改善)のため、補助金の返還は不要

【注意】これは、一時金水準(4,500円) < ベア水準(5,500円)となるパターンですが、補助金の対象に認められます。ただし、両者の配分が極端な配分とならないよう、バランス良く配分してください。

例4（一時金等を支払う場合）

対象職員5人につき、4月から、月4,000円／人の賃金改善を実施
 加えて、3月に、月5,250円相当×4か月分(21,000 円)の一時金を支給
 (所属する同一グループ内の薬局数が1店舗～5店舗以下である薬局の場合:補助金
 交付額14.5万円)

※Q&AのNo.15の○の3つ目のパターン

5,250円×4か月分相当 →

21,000円
／人
※一時金等

4,000円
／人

4,000円
／人

4,000円
／人

R7年11月末時点の賃金水準

R7.11月

12月

R8.1月

2月

3月

4月

5月

6月～

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件

【補助金を充てた額】

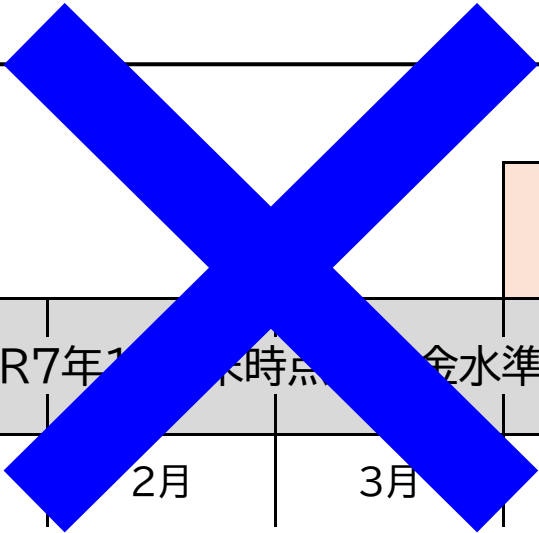
$$4,000円 \times 2か月(4・5月) \times 5人 + 21,000円 \times 5人 = 145,000円$$

14.5万円(補助金)=14.5万円(賃金改善)のため、補助金の返還は不要

【注意】これは、一時金水準(5,250円) > ベア水準(4,000円)となるパターンですが、補助金の対象となります。ただし、両者の配分が極端な配分にならないよう配分してください。

例5(4月と5月だけ賃金改善する場合)【不可】

対象職員5人につき、4月から、月5,000円／人の賃金改善を実施
(所属する同一グループ内の薬局数が1店舗～5店舗以下である薬局の場合:補助金
交付額14.5万円)



					5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人
			R7年12月時点賃金水準				
R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月～

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件

【補助金の対象に認められません】

このパターンでは、賃金改善は2か月間のみであり、実施要綱で定める、12月～5月の6か月間の賃金改善が行われていないため、補助金の対象には認められません。

補助金の対象とするには、例2～4のように、12月～3月の4か月分相当を一時金として支払うなどの対応が必要です。

例6（R7.3月の賃金水準から、2%以上の賃金改善を行っている場合）

対象職員5人のR7年度に既に実施した賃金改善に充てる場合
 （所属する同一グループ内の薬局数が20店舗以上の薬局の場合：補助金交付額7万円）

	2,500円 (1%部分) ※2%超過	2,500円 (1%部分) ※2%超過	2,500円 (1%部分) ※2%超過	2,500円 (1%部分) ※2%超過	2,500円 (1%部分) ※2%超過	2,500円 (1%部分) ※2%超過	2,500円 (1%部分) ※2%超過	2,500円 (1%部分) ※2%超過
	5,000円 (2%部分)	5,000円 (2%部分)	5,000円 (2%部分)	5,000円 (2%部分)	5,000円 (2%部分)	5,000円 (2%部分)	5,000円 (2%部分)	5,000円 (2%部分)
R7年3月末 賃金水準 250,000円/月								
R7.3月	R7.4月～11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月～

【補助金を充てることができる部分】

R7.3月の賃金水準から、2%以上の賃金改善を行っている場合、2%を超える部分に充てることが可能

（例）R7.4月から、3%の賃金改善を実施（25万円×3%＝7,500円/月）

2%を超える1%部分（2,500円/月）に充当可能

2,500円×6か月×5人＝75,000円

※ 余剰が生じる場合、更なる賃金改善に充てることが必要です。

7万円（補助金）＜7.5万円（賃金改善）
 のため、補助金の返還は不要

- ここでの「賃金改善」とは、「令和7年12月から令和8年5月までのベースアップ+令和8年6月以降のベア水準の維持・拡大」など、実施要綱で定める賃金改善をいいます。

- なお、余剰分を使って更なる賃金改善を行うことができなかった場合、当該余剰分については、実績報告の上、返還いただくことになりますので、ご注意ください。